

2006年3月8日

〒120-8510 東京都足立区中央本町 1-17-1  
足立区議会 議長 新井ひでお様  
同 区民環境委員長 芦川 武雄 様  
同 各会派担当各位

〒 -  
東京都足立区

半沢一宣（印）

「足立区まちをきれいにする条例」改正についての要望書

要望の主旨

私は、区が標記の条例を改正する条例案（平成18年第1回定例会第36号議案）を区議会に提出したことに関連して、区が今後禁煙特定区域に指定する地域内に喫煙所を設置する方針であることについて、この方針を認めない旨の修正を行ったうえで上記条例案を可決されることを、要望いたします。

要望の理由

本年2月22日付けで区のホームページに掲載された「パブリックコメント 路上喫煙などの禁止について」には「禁煙特定区域については...違反者に対しては過料を徴収していきます。ただし、区長の指定する喫煙所における喫煙は除外します。」「今後、...受動喫煙にならない場所への喫煙所設置について協議を進めていきます。」などの記述が見られます。これらの記述については、区が今後、禁煙特定区域に指定する地域内に喫煙所を設置する方針であることを意味しているものと解釈できます。

しかし、これは区が、喫煙する区民等が自らの健康を害する行為を、区民等が収めた税金を使って手助けするものであるという点で、私は疑問を禁じ得ません。

たばこというものが、多くの発ガン物質と同時にニコチンなど依存性が極めて強い物質も同時に含有しているものであることは、今やWHO（世界保健機関）を始めとする世界の常識です。これを裏づけるように、実際には喫煙者の7割以上が「できればたばこを止めたい」と考えていることが、複数の調査結果で明らかにされています（渡辺文学著『たばこ病読本』緑風出版2000年発行、51～52ページ）。つまり、大多数の喫煙者には「最初は興味本位などでたばこに手を出し、その後健康への悪影響に気づいたものの、そのときには依存性物質の影響で止めたくても止められなくなってしまっていた」という構図があると考えられるわけです。そして、そのために毎年数万人単位の国民が、肺ガンなどの呼吸器系疾患で命を落としているという現実があるわけです。

区が、他人の迷惑を顧みない喫煙者に起因する受動喫煙によって、非喫煙者の区民等の健康が冒されてしまうのを防ぐ措置を講ずるべきなのは当然です。ですから私は、過料徴収を伴う形で路上（歩行）喫煙を取り締まることそれ自体には、全面的に賛成です。

しかしその一方で、受動喫煙防止を大義名分として、別の場所では「ゆるやかな自殺」に他ならない喫煙行為に便宜を図るということには、喫煙者を含むすべての区民等の健康増進若しくは危害防止という見地からは、合理性・整合性を見出すことができません。

私は区民の1人として、区が、多くの喫煙者にとって不本意な喫煙習慣を肯定し、その継続に手を貸すことにつながる喫煙所の設置を、税金を使って行うことには反対です。

以上の理由から、私は区議会に、たばこ製造・販売業界の利益よりも喫煙者を含めたすべての区民等の健康や生命を優先させるべく、区（執行機関）が今後禁煙特定区域に指定する地域内に喫煙所を設置する方針を認めない付帯決議、若しくはこれに準ずる意見表明を行ったうえで、標記の条例改正案を可決されることを、要望いたします。 以上